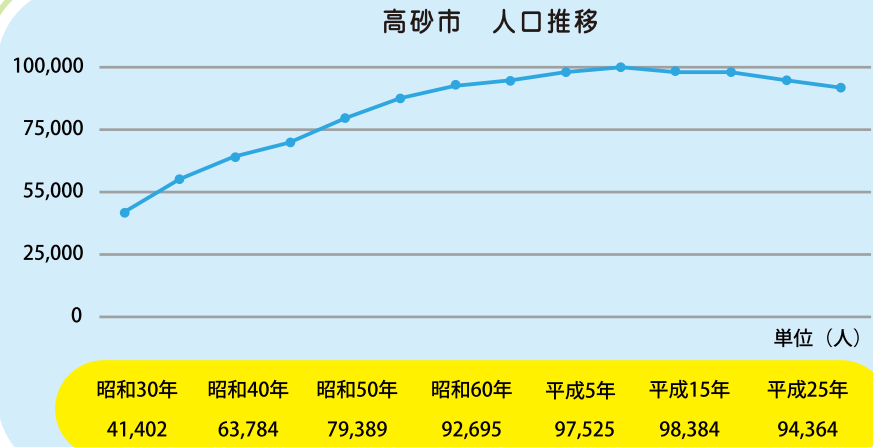


平成29(2017)年度決算認定



平成28年
たかさご未来総合
戦略策定



平成29年
『こども未来部』創設

9月に設置された決算特別委員会にて、10月・11月の2ヶ月間、決算審査を行いました。すべての決算議案を認定しました。決算審査で私が主張したのは、「人口減少に対する組織のあり方について」です。平成29(2017)年度は子育てから若者世代・女性施策などを包括するこども未来部が創設された年でした。こども未来部には、子育て施策を担う「子育て支援室」と地方創生総合戦略である「たかさご未来総合戦略」の実行を担う「未来戦略推進室」の2室からなります。しかしながら、特に地方創生分野では、その効果はこども未来部創設当初に想定されていた効果には至っていません。そのため、平成29(2017)年度の結果を踏まえた今後の考え方について伺いました。

市の考え方としては、今後も転出超過対策については重点施策として行うとともに、平成31(2019)年度はたかさご未来総合戦略の戦略期間最後の年であることから、今後のあり方も検討しながら事業を実施していくとの事でした。

《連絡先》

『しまづはるか後援会』

〒676-0071 高砂市伊保東2-2-23

TEL/FAX:079-439-2733

ホームページ: <http://shimazuharuka.com>

E-mail: shimazu.takasago@gmail.com

日々の活動を発信しています

ブログ: <http://shimazuharuka.com/blog>

Facebookページ: 島津明香

Twitter: @shimazu_haruka



市政報告 News 23号



—ご挨拶—

2019年最初の市政報告Newsとなります。

本年も未来を見据え、多様性を考慮した行政サービスが実施されるよう活動してまいりたく考えています。

また、引き続き、皆様への情報発信にも取り組んでまいります。ご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

平成30年12月定例会:条例や予算のトピックス

消防団員の任期が3年から2年に変更となりました

近隣他市との任期の調整や組織の活性化が主な改正趣旨とのことです。

市議会議員選挙におけるビラの頒布が可能となります

公職選挙法の改正により、2019年4月の統一地方選挙より、これまで国政選挙や首長選挙のみで認められていた選挙期間中のビラの頒布について、都道府県議会議員や市議会議員の選挙でも認められるようになります。より候補者の政策を有権者に届けることが目的の改正であり、ビラの印刷費の一部が公費でまかなわれることとなります。

危険ブロック塀撤去費用助成の増額補正

大阪北部地震でのブロック塀倒壊を受け、平成30年9月定例会で認めた予算に対して、申請数が想定よりも多かったとのことで、増額補正を認めました。

若い視点で

未来を創る

しまづ

はるか

平成30年12月定例会 一般質問

チャットボットによる住民相談について

住民からの相談をAIで受けるチャットボットの導入について提言しました。

チャットボットとは？

「チャットボット」とは、「チャット」と「ボット」をかけ合わせた言葉。ボットとは「ロボット」の略称であり、人がコンピューターを用いていた作業を自動的に実行するプログラムのこと。チャットボットはテキストや音声を通じて、会話を自動的に行うプログラム。

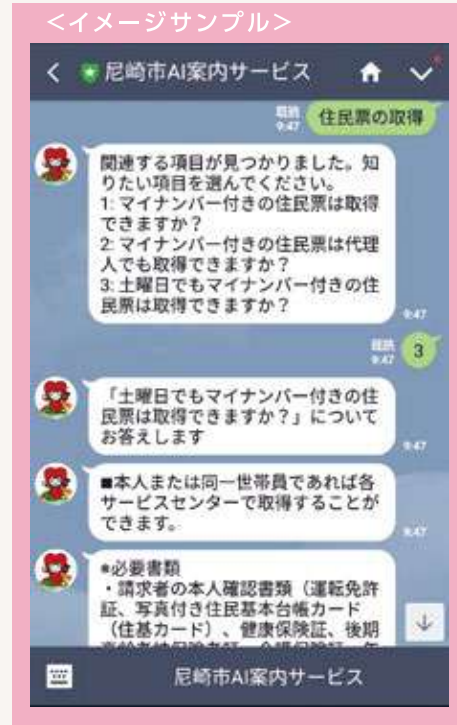
チャットボットが導入されたら...

市民のメリット

- ・時間を問わずに行政に問い合わせができる
- ・テキストによる住民相談が可能になるため、電話など話すことが苦手でもスムーズに相談できる

行政職員のメリット

- ・同じような質問に何度も対応する必要がなくなる



高砂市の考え方

各自治体でも住民からの問合せに自動で応答するため、活用する動きが広がっている。しかしながら、AIの精度を上げるためには蓄積する質問と回答パターンを増やすことが必要。職員の作業量及び財政的負担といった費用対効果も考えながら、兵庫県や県内自治体の動向に注視しつつ、AI導入に向けた調査研究を行う。



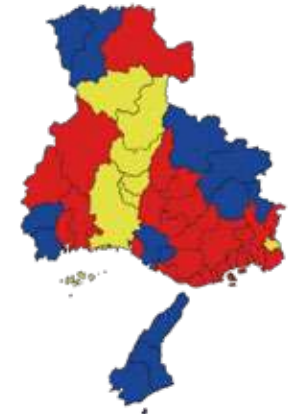
消防職員採用における色覚検査について



平成29(2017)年12月定例会にて質問したこのテーマについて、平成30(2018)年9月14日に消防庁からの通知が出されたため、改めて質問しました。

消防職員採用時における色覚検査の実施地域識別図

- 採用時に色覚検査を求めており、採用に影響する
 - 採用時に色覚検査を求めているが、採用には影響しない
 - 採用時に色覚検査を求めていない
- ※ 佐用町の一部は赤穂市消防本部の管轄



問題意識

高砂市消防本部では、採用時に色覚検査が実施され、その結果が採用に影響するとされています。しかしながら、兵庫県下24の消防本部のうち、8の消防本部では色覚検査が実施されていません。同じ消防吏員の採用にも拘わらず、色覚検査を実施するのであれば、検査の必要性を明確に示す必要があると考えています。

平成30(2018)年9月14日の通知

全国の消防本部における色覚検査の実施状況調査を踏まえ、「消防吏員の色覚検査の基本的な考え方」を示したものであり、「事前に色覚異常を把握することで、適材適所に配置、または業務上の配慮ができるなど、色覚異常を有しつつも、本人の自覚や周囲のサポートにより、消防業務を適切に遂行している消防吏員がいる」との結果も示されています。

高砂市の考え方

消防庁の通知や一般質問も受け、早ければ来年度の採用から募集要項の修正を検討していきたい。本人の自覚も必要ではあるものの、サポート体制について今後検討を行い、環境を整えば、現状の受験資格のうち、「消防業務に支障がないこと」としているものから色覚を外すことを考える。

